

地域森林計画樹立及び変更（案）に対する意見等

令和2年12月1日
福島県森林計画課

「地域森林計画樹立及び変更（案）に対する意見等」

- 1 森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の結果
(1)縦覧及び意見募集期間 令和2年10月13日～11月12日（31日間）
(2)意見の要旨及びその処理案 意見はありませんでした。
- 2 関係市町村長 意見はありませんでした。〔森林法第6条第3項に基づく意見聴取〕
- 3 関東森林管理局長 意見はありませんでした。〔森林法第6条第3項に基づく意見聴取〕
- 4 東北経済産業局長 別紙1のとおり。（1件）〔関係機関及び他部局との調整〕
- 5 県の関係部局 意見はありませんでした。〔関係機関及び他部局との調整〕
- 6 森林審議会委員からの事前意見等 別紙2のとおり。（5件）
- 7 林野庁計画課からの事前意見等 別紙3のとおり。（7件）

【参考】根拠法令等

- 森林法 第6条 [略]
2 [略]当該地域森林計画の案に意見がある者は、[略]知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
3 [略]知事は、[略]当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
[略]国有林があるときは、[略]併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

森林計画制度の運用について（平成3年7月25日付け 3林野計第294号）

別紙1 IV 森林計画に関する本法の運用と、多面にわたる他の行政分野との調整に関し、以下の点に留意されたい。（略）

森林法の運用について（昭和37年11月14日付け 37林野第2349号）

1 森林法（以下「法」という。）第5条の規定により、地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。

別紙1

番号	対象計画区・項目	意 見 等	回 答 ・ 対 応
1		<p><東北経済産業局> 計画区域付近に、水力発電所が存在しているため、計画による制限によって、発電所の停止など、事業者の発電事業に支障がないよう留意されたい。</p>	<p><森林計画課> 計画書の「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」(P10)に記載のとおり、適正な管理を行い、災害防止等に努めます。</p>

別紙2

番号	対象計画区・項目	意 見 等	回 答 ・ 対 応
1	「奥久慈」 P.4 I 計画の大綱 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 (6) 治山事業	<p><酒井美代子委員> 「…東日本大震災による災害復旧工事を優先的に行いました。」とありますが、震災からの災害復旧工事はすべて終わったのか教えてください。</p>	<p><森林保全課> 保安林に指定が困難な箇所及び自然復旧箇所を除き、東日本大震災の被害箇所の災害復旧工事は全て完了しています。</p>
2	「奥久慈」 P.5 I 計画の大綱 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	<p><酒井美代子委員> 他の阿武隈川地域・磐城地域・会津地域では、令和元年度の台風19号の影響により計画量を変更していますが、奥久慈地域についても台風の影響があったと思いますが、影響があったのか、なかったのか教えてください。もし、影響があり、計画量の変更があれば、文書の記載も必要かと考えます。</p>	<p><森林整備課、森林保全課> 林道事業は、台風の被害がありました路線は計画区全体で54路線ありました。これらの復旧は、災害復旧事業及び町村単独事業で実施しており、本計画の計画事項ではありません。 治山事業についても、台風の被害はありましたが、被害箇所が既に現行計画に含まれていたため、本計画でも引き続き計画しています。</p>
3	「奥久慈」 P.18 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 2 造林に関する事項	<p><藤野正也会長> 植林時のシカ柵設置などは書かなくても大丈夫でしょうか。</p>	<p><森林計画課> 当計画区において、シカによる被害は特に確認されておりませんが、今後、当計画区での被害及び拡大が懸念される場合には計画書への追記を検討いたします。</p>

番号	対象計画区・項目	意 見 等	回 答 ・ 対 応
4	「奥久慈」 P.91 参考資料 2 森林の現況 (9) 森林の被害	<酒井美代子委員、今野万里子委員> 表には松くい虫の被害数が記載されていますが、カシノナガキクイムシなどの他の被害はなかったのか、教えてください。	<森林保全課> 当計画区のカシノナガキクイムシの被害報告は現時点ではありません。また、他の病虫害の被害報告もありません。
5	「磐城」 P.22 別表5	<藤野正也会長> 解除の潮害防備保安林のいわき市(平)で20に下線が引かれていますが、面積は変更がありません。これは、四捨五入の関係で面積が変更がないということでしょうか。	<森林計画課> ご指摘のとおりです。 今回追加した箇所の面積が0.1120haと小さく、四捨五入により面積の変更がありません。

別紙3

番号	対象計画区・項目	意 見 等	回 答 ・ 対 応
1	「奥久慈」 P.4 I 計画の大綱 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 (1)伐採立木材積 (2)間伐面積	<林野庁計画課> 評価内容を記載してはどうか。	<森林計画課> ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (1)伐採立木材積 前半5年間に主伐…伐採立木材積全体としては、計画772千m ³ に対し、実績537千m ³ (70%)と計画量を下回る実績となりました。 今後も森林施業の集約化や効率的な作業システムの導入等により、持続的かつ安定的な林産物の供給を図るものとします。 (2)間伐面積 前半5年間に5, 420haを計画し、実績は2, 238ha(41%)と計画量を下回る実績となりました。 今後も森林経営の受委託による施業の集約化等により、計画的な間伐を推進するものとします。
2	「奥久慈」 P.11 II 計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する方針 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本事項 (2)森林整備及び保全の基本方針 表2	<林野庁計画課> 近年の全国森林計画では、従来【立地条件】としてきた表現は、「自然条件」と、「社会的条件」に分けて整理されています。 以下のとおり修正したらどうか。 ○生物多様性基礎保全機能 (変更前) 全ての森林は…その土地固有の <u>自然条件</u> ・ <u>立地条件</u> に適した… (変更後) 全ての森林は…その土地固有の <u>自然条件等</u> に適した…	<森林計画課> ご指摘により、以下のとおり修正します。 全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の <u>自然条件等</u> に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する。

番号	対象計画区・項目	意 見 等	回 答 ・ 対 応
3	<p>「奥久慈」 P.13 II 計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する方針 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本事項 (2) 森林整備及び保全の基本方針 表4</p>	<p><林野庁計画課> 番号2と同意見</p> <p>○育成单層林 (変更前) 公益的機能の發揮の…その他森林は、<u>立地条件</u>に応じて… 上記の考え方によらず…育成单層林を維持するか、又は<u>立地条件</u>に応じた…</p> <p>(変更後) 公益的機能の發揮の…その他森林は、<u>自然条件</u>に応じて… 上記の考え方によらず…育成单層林を維持するか、又は<u>自然条件</u>に応じた…</p>	<p><森林計画課> ご指摘により、以下のとおり修正します。</p> <p>公益的機能の發揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。公益的機能の高度な発揮が特には求められない森林は、間伐又は帯状・群状の伐採により効率的に育成複層林に誘導する。</p> <p>上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の發揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成单層林を維持するか、又は<u>自然条件</u>に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。</p>
4	<p>「奥久慈」 P.23 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 3 間伐及び保育に関する事項 (1) 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法に関する指針</p>	<p><林野庁計画課> 以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>(変更前) なお、間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法は、<u>市町村森林整備計画</u>において規範を定めるものとします。</p> <p>(変更後) なお、間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法は、<u>市町村森林整備計画</u>において間伐を行う際の規範として定められるものです。</p>	<p><森林計画課> ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>なお、間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法は、<u>市町村森林整備計画</u>において間伐を行う際の規範として定めるものです。</p>

番号	対象計画区・項目	意 見 等	回 答 ・ 対 応
5	<p>「奥久慈」 P.29 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 (1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針 表6</p>	<p><林野庁計画課> 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用」に基づき、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐を設定する場合、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る旨記載してはどうか。</p>	<p><森林計画課> ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 表6 施業の方法に関する指針 2 長伐期施業推進 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において、これらの公益的機能が確保可能な場合には、長伐期施業(標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢で主伐を行う)を行った上で皆伐することができる。その際には、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。</p>
6	<p>「奥久慈」 P.30 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 (2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針</p>	<p><林野庁計画課> 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用」に基づき、以下のとおり修正してはどうか。 (変更前) ……適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし… (変更後) ……植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし…</p>	<p><森林計画課> ご指摘により、以下のとおり修正します。 ○施業の方法に関する指針 木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。</p>

番号	対象計画区・項目	意 見 等	回 答 ・ 対 応
7	<p>「奥久慈」 P.40</p> <p>II 計画事項</p> <p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>4 森林病害虫の駆除及び 予防その他の森林の保護 に関する事項</p> <p>(1) 森林病害虫等の被害対 策の方針</p>	<p><林野庁計画課></p> <p>カシノナガキクイムシはせん孔する加害虫ではありますが、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」となりますので、以下のように「ナラ枯れ」としてはいかがでしょうか。</p> <p>また、他の計画区も同様の記載になっているので、合わせて修正されてはいかがでしょうか。</p> <p>(変更前) <u>松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害について</u>は、保全すべき森林や…</p> <p>(変更後) <u>松くい虫やナラ枯れ等の被害について</u>は、 保全すべき森林や…</p>	<p><森林計画課></p> <p>原文の「松くい虫」の記述とおり、病虫害の原因となるものについて記載しており、それと整合を図るため、原文のとおり「カシノナガキクイムシ」とさせていただきます。</p>